第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①:学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、 学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の 適切な明示

基本理念・使命・教育目的を踏まえた学生支援に関する方針に基づき、修学支援(教務部)、生活支援(学生部)、キャリア支援(キャリア部)の各方針を定めており、ホームページを通じて「教育研究の質の向上のための各種方針等」の中で以下のとおり広く公表している(資料 2-27【ウェブ】)。

学生支援に関する方針

中部大学は、多様な価値観をもった学生一人一人が自ら学び成長することを意識し、充実した学生生活を送るために学修に専念できる環境を整備、充実するとともに、豊かな教養、自立心と公益心、国際的な視野、専門的能力と実行力を備えた、信頼される人間を目指すことを支援する体制を整備します。

また、学生からの各種相談体制として、指導教授制や P.S.H. (Professor-Student Hour)、オフィスアワー等を有機的に活用することを促すとともに、学生が必要とする支援体制や仕組みを活用し、各組織が連携して教職員一体となって支援します。

この方針に従い、実行計画として策定された「学園ビジョン 2015-2020」の教育改革の一つ「学生支援」には「奨学金制度の充実」をはじめとした5つの達成目標が定められ、教育戦略部門の各組織と学生教育部を中心とした学生支援組織が、その実現に向け取り組んでいる(資料 1-11)。

また「安心・安全な学生生活を送るためのキャンパスづくり」という目標を掲げ、個人情報保護、ハラスメントの防止について方針を定め公表している(資料 7·1)。また、キャンパスマナー、喫煙マナー、消費者トラブル、ソーシャルメディアのリスク、ブラックバイト、薬物乱用防止等についても、ホームページや『CAMPUS LIFE』『教員手引書』等の配付物も利用して学生や教職員に広く周知し、安心・安全なキャンパス整備に努めている。

点検・評価項目②:学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1:学生支援体制の適切な整備

評価の視点2:学生の修学に関する適切な支援の実施 評価の視点3:学生の生活に関する適切な支援の実施 評価の視点4:学生の進路に関する適切な支援の実施

評価の視点5:学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

評価の視点6:その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

評価の視点7:インターンシップの実施

「教育研究の質の向上のための各種方針等」の「学生支援に関する方針」において、修学支援、生活支援、キャリア支援の方針を以下のとおり定めている(資料 2-27【ウェブ】)。

修学支援

- 1. 全ての学生が安心して教育を受けられるように、組織や各種制度を整備し、また、障がいのある学生を支援する仕組みも整備、充実します。
- 2. コモンズセンター、学習支援室、図書館や総合情報センターなど を多角的・自発的な学習の「場」として提供するとともに学内 ICT 環境を整えて、学生の修学を支援します。
- 3. 取得単位の少ない学生、留年者および休学者、退学者などの状況 を把握し、早期ケアを含めた具体的な対応や対策を講じます。
- 4. 大学院生の研究活動を支援するために、学術的な後継者育成の観点も含めた様々な支援制度を充実します。

生活支援

- 1. 学生の人間的成長と自立を促すために、クラブ活動、ボランティア活動、ピアサポート活動などの支援を実施し、各種プログラムの充実を図るとともに、スポーツや文化の振興に向けて、健全な課外活動に対する支援体制を整備します。
- 2. 学生の抱える様々な身体と心の問題に対処するため、健康増進センター(学生相談室、保健管理室など)と学生部および学生が所属する組織が、有機的に機能するような体制で取り組みます。
- 3. キャンパスハラスメント防止に向けての啓発活動を継続的に展開するとともに、ガイドライン等に沿った相談体制が適切に機能するように取り組みます。
- 4. 大学独自の奨学金制度を充実させるとともに、学内における就業機会の拡充に努めるなど経済的支援体制を整備、充実します。

1. 学生一人一人のキャリア形成を実現するために、キャリア教育科目を正課内に設置するとともに、公務員対策講座など各種正課外プログラムを充実させ、有機的に持続的なキャリア形成教育を推進し実施します。

2. 各学部・学科とキャリア部を中心とした全学的な相談体制を構築し、上級生や卒業生からのサポート、キャリアカウンセラーによる学生の個性を大切にした進路支援を実施し、就業力向上に向けた体制を充実します。

キャリア支援

- 3. 在籍学年に合わせたガイダンス、行事、セミナーを実施するとともに、インターンシップ、異業種交流会、ビジネスフォーラム等、就業体験や企業担当者と接する機会を設け、働くことの意義を感じる環境を提供することで学生のキャリア意識の醸成を促します。
- 4. 大学院生には、大学院で修得した高度な知識、研究能力を生かして、職業的、社会的な役割を果たせるように、適切な進路支援をします。

上記方針のもと、本学では学生支援に携わる組織として教務部、学生部、キャリア部、国際センターを設置し、教職員が協働して修学、学生生活、進路、正課外活動、教職、国際交流等に関する課題の改善や新たな取り組みについて、各部・課が所管する委員会で検討、実行を続けながら学生支援を行っている。

また大学全体を俯瞰し、学生支援組織を横断的に連携させるため、教学担当副学長が議長となり、学生支援に携わる組織の長(教務部長、学生部長、キャリア部長、入学センター長)を主要メンバーとする「教育企画運営会議」を毎月開催し、学生支援に関わる重要な課題について情報共有を行い、連携して解決、改善に向け取り組んでいる。

さらに、修学支援については「授業改善のための学生懇談会」での記録や「学生による授業評価」の自由記述を学部長、学科主任はじめ関係教員が共有し、授業改善につなげている。 学生生活関連の問題については「厚生モニター」や学生窓口を通じて意見や要望を聴取し、改善に取り組んでいる。なお、これらの対応結果は『学生部便(がくせいぶだより)』にも掲載し、周知している(資料 7-2)。

≪学生の能力に応じた補習教育、補充教育≫

本学は、全ての学生が豊かな学生生活を過ごせるよう「指導教授制」を採用し、学生一人に必ず一人以上の学科教員が、学生生活や修学上の問題や悩みなど相談に応じる体制を整備している。個々の学生の詳細な情報は、学習支援システム「Tora-Net Portal」の中に学生指導簿を整備し、連絡先をはじめ、単位修得状況、出席情報、面談記録などが閲覧できるようになっている。なお、学生指導簿の内容は学科内の教員で共有でき、指導教授を含めた学科教員が指導簿の情報を活用し、その学生に応じた適切な指導を行っている。

加えて「P.S.H. (Professor-Student Hour)」「オフィスアワー」の制度を設け、学習はも

ちろん、生活上の相談や支援を教員が行う体制を整えている。

「P.S.H.」は、学生とその指導教授が面談し、履修指導や将来の進路等について話し合ったり、助言指導したりする時間である。全学において毎週水曜日の7・8時限目に定められ、広く活用されている。

「P.S.H.」とは別に「オフィスアワー」は、学生の所属する学部・学科の枠にとらわれず、 希望する教員と自由に様々な事柄について相談できる時間として設定している。

学習支援室は、多角的・自発的な教育の場として運営され、英語・数学・物理・化学について主として専任教員による個別指導体制を整備し、基礎学力に不安を抱える学生の補習教育や資格取得、大学院入試などのステップアップを望む学生への支援など、多様なニーズに対応している(資料 7-3【ウェブ】)。

AO ポートフォリオ入試や推薦入試の合格者に対しては、入学前教育を実施している。その内容は、教学担当副学長を責任者とした「入学前教育のあり方検討 WG」で検討している。入学前教育の課題内容は、推薦入試の合格発表後の12月上旬に実施する「入学前ガイダンス」で周知され、入学予定者は各学科が設定する補習・補充教育を目的とした各課題に、入学前の約3~4ヵ月間取り組んでいる。

≪正課外教育≫

正課の授業以外にも本学独自の資格「地域活性化リーダー」「地域創成メディエーター」等を設け学外活動を積極的に促したり、国際交流プログラム等を多数実施したりするなど、座学に留まらない豊かな体験機会を提供している。また、綱引きや玉入れ等の種目を通じ、学年の壁を越えて学科の絆をさらに強くする「全学学科対抗スポーツ大会」(資料 7-4【ウェブ】)や全学部の新入生を対象とし、交流を深められる「フレッシュマンキャンプ」(資料 7-5【ウェブ】)など、複数の課外教育活動を実施しており、学生生活の充実に欠かせないものとなっている。

他にも全学生を対象とした地域連携プログラムが2つある。地元の商工会議所と連携し、大学近隣の企業への長期インターンシップを通して職業観を身に付け、さらに経済的支援を得る「報酬型インターンシップ」(資料7-6【ウェブ】)、高齢化が進む地元のニュータウンで様々な地域活動を企画・参加することを条件にUR都市機構の賃貸物件に安く入居できる「地域連携住居およびシェアハウス」(資料7-7【ウェブ】)である。いずれも正課教育では得られ難い実践教育の場となっており、学生の人間力向上に大きく貢献している。

さらに、学部・学科の枠を越えて新たな課題や研究に意欲的に取り組む学生を支援する「チャレンジ・サイト」制度を設け、学生相互が異なる視点を融合させ、刺激し合い、人間力を培う環境を整えている(資料 7-8【ウェブ】)。例えば 2018 年度に採用されたプロジェクトの一つ「中部大学スペースガールズ」は、宇宙やロケットが好きな女子学生が集まり、モデルロケットの打ち上げ成功をはじめ、ロケットコンテストにも出場、表彰をされており、制度の目的が上手く達成された好例である(資料 7-9【ウェブ】)。

≪留学生に対する支援≫

全学的には学則第 20 条および 21 条により、日本語に関する科目の設置や修得単位の読替え、「学修進行の制限に関する規程」および履修単位数の上限制度の不適用など、履修上

の特別措置を定め、修学上の支援を行っている(資料1-2)。

また、生活指導面では各学科に留学生担当の指導教授を配置することをはじめ、「新入留学生オリエンテーション」「留学生研修旅行」等を実施し、留学生同士だけでなく、留学生担当職員や指導教授とのコミュニケーションを深め、修学支援につなげられるよう配慮している。経済面では、私費留学生に対し標準修業年限内に限り授業料の 50%を減免し、経済的負担を軽減し学業に専念できる制度を設けている。

さらにピアサポートの一つとして、日本人学生が留学生の日本語学習をサポートする「カンバセーション・パートナー」制度があり、多数の日本人学生がパートナーとなって留学生の修学面や生活面の支援を行っている(資料 7-10【ウェブ】)。

≪障がいのある学生に対する支援≫

障がいのある学生への対応は、学科の教員を中心に、学生支援部署(学生部、教務部、学部事務室等)や学生相談室、保健管理室と管財部を含めた複数の部署が連携し、組織的な支援を行っている。例えば聴覚障がい者には、支援団体を通じてノートテイカーを手配したり、肢体不自由者(車いす使用者)には、学内施設の段差を解消したりするなど可能な限りの合理的配慮に努めている。しかしながら「障がいを理由とする差別の解消の推進」に関する対応要領や規程、ガイドラインは制定しておらず、早期の制定に向けて検討中である。

≪成績不振の学生の把握と対応≫

指導教授は「Tora-Net Portal」の学生指導簿を活用し、成績・出席状況の確認を行うとともに、日頃の学習態度なども考慮して学生の学習意欲の変化の把握に努めている。特に新入生は、高校生活からの円滑な移行が後の大学生活に大きく影響することを踏まえ、主要科目の講義出席率等が一定基準以下の場合は「Tora-Net Portal」システムにより1週間ごとに指導教授に通知が届き、学習指導を行うことになっている。その他、退学・除籍に結びつきやすい、未履修者・学費未納者については指導教授、学部事務室、教務部、学生部が連携し、情報共有を図っている。

また各学期終了時に、累積修得単位数が一定基準を下回る学生を教務部から各学科主任に報告し、指導教授による個別の学習指導を全学で行っている。指導教授には当該学生の学習指導を行った後、学生指導簿への指導内容の入力を義務付け、学科内教員による情報共有を図っている(資料 4-45)。さらに学期終了時には、履修成績状況表を保証人宛に郵送し、単位修得状況を通知している。特に累積修得単位数が一定基準を下回る学生については、その旨注意喚起を促すコメントを付し、保証人と大学が連携した修学支援を図れるように努めている(資料 4-46)。

≪留年者、休学者および退学希望者の状況把握と対応≫

指導教授、学部事務室、教務部、学生部が連携し、留年者および休学者の状況把握と支援に努めている。留年者については指導教授の個別の学習指導に加え、その指導内容を学科内で共有することにより他教員からの履修指導等も含め、更なる原級留置の抑止に努めている。休学者においては「休学願」の提出と併せて復学までの予定・計画を記した「復学計画書」を提出させ、休学期間中も指導教授が面談・助言を行い、早期の復学、退学の抑止に努

めている。

休学期間の満了を迎える学生には、復学または休学期間延長の手続きを滞りなく行えるよう、学生部より「復学願」「休学期間延長願」等を郵送している。さらに未手続きの学生には督促状の送付に加え、指導教授と学生部が連携し必要に応じて面談を実施するなどの状況把握に努め、未手続きによる除籍を防ぐための取り組みを行っている。

退学の意思を示す学生には必ず指導教授が面談を実施し、退学以外の方策の検討、退学後の進路予定等の確認を行い、退学の抑止に努めている。

≪経済的支援制度の整備≫

本学における経済的支援は、主に奨学金制度により行っている。学外の制度(独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体、民間育英財団の奨学金等)に加え、本学独自の奨学金として学部生には5つの給付型奨学金(支援金)と3つの貸与型奨学金、大学院生には1つの給付型奨学金と2つの貸与型奨学金の制度を〔表7-1〕のとおり整備している。

また、日本人学生の海外研修・留学プログラムにおいても GPA、学科成績順位、派遣先 大学語学水準に応じた返済不要奨学金の制度を整備している。

さらに私費留学生に対しては、標準修業年限内に限り 50%の授業料減免制度を設け、経済的負担を軽減し学業に専念できる環境を整えている。

その他の経済的支援として、附属三浦記念図書館(大学院生のみ)、コモンズセンター等、 学生の長期学内雇用の充実に努めている(資料 7-11)。

奨学金名称	種類	金額	対象	条件等
中部大学育英奨学生	給付	年額 30 万円	学部生 2 年次 以上	健康でかつ学業、人物ともに優れている 者。
中部大学 スポーツ・文化活動 奨励奨学生	給付	年額 10 万円単 位で学費相当額 まで	学部生 2年次 以上 又は 大学院生	健康でかつスポーツおよび文化活動等で 優れた成績を上げた者。
中部大学同窓会育英 奨学生	給付	年額 10 万円	学部生 2 年次 以上	健康でかつ学業、人物ともに優れている 者。
中部大学同窓会 リーダー育成 地域連携住居入居者 育成支援金	給付	年額6万円	学部生	高蔵寺ニュータウンの地域連携住居に入居し、募集開始時期から過去1年間の地域 貢献活動参加回数が3回以上ある者。

表 7-1 本学独自の奨学金制度

中部大学同窓会 リーダー育成 一人暮らし応援 支援金	給付	年額6万円	学部生	実家が遠方にあり、親元を離れ、春日井市 内に 3 ヵ月以上継続して一人暮らしをし ている者。
中部大学貸費奨学生	貸与	20 万円以上、10 万円単位で学費 相当額まで	学部生 1年次秋 学期以降	成績が一定基準以上で家計支持者の倒産、 離職等で家計が急変した者。
中部大学 特別貸費奨学生	貸与	年額 30 万円	学部生 3 年次 以上	本学大学院進学希望者で当該学科において成績が上位 15%以内の者。 本学大学院博士前期課程を修了し、修士の学位を取得した者は返還免除。
中部大学教育振興資金奨学生	貸与	年額 30 万円	学部生4年次	主たる家計支持者の失職等による家計急変により、経済上学費支弁が困難となった健康でかつ人物に優れている者。 本学を卒業し、学士の学位を取得した者は返還免除。
中部大学大学院 貸費奨学生	貸与	学費相当額	大学院生	修学の熱意はあるが、学費の支弁が困難な 者。
中部大学大学院 博士後期課程 特別奨学生 ※外国人留学生について は別途定める	貸与	授業料相当額	博士後期 課程の学ち 生のうち定 規程に者 める者	健康で学業、人物共に特に優れ、かつ課程 修了が可能な者。 本学大学院博士後期課程を修了するか、ま たは単位取得後退学した後3年以内に博 士の学位を取得した者は返還免除。

≪学生の相談に応じる体制≫

先述のとおり、指導教授制により学生の悩みや相談に応じる教員が配置されている他に、組織として健康増進センターを設置している(資料 7-12【ウェブ】)。センターには保健管理室、学生相談室、睡眠相談室を置き、保健管理室では病気や身体的な悩みに関する相談に応じ、学生相談室では学業、進路、人間関係、性格、心身の不調、経済的な悩みなど学生生活を送る上での様々な悩みに対し、専任のカウンセラーが相談に応じている。また 2017 年度に開設した睡眠相談室では睡眠に関する悩みや不安・疑問等の相談に担当教員が応対している。基本的にこれらの各室には学生が自主的に来室するが、学生の相談を受けた各学生支援部署の職員や指導教授が学生の希望・相談の必要に応じて紹介することもある。

その他にも学内のコモンズセンターにコモンズコンシェルジュを配置し、学生生活の充実を目的とした相談に応じている(資料 7-13【ウェブ】)。このように、指導教授、健康増進センター、学生支援部署が連携し、学生の相談内容や求めに応じ、よりふさわしい人物、組織が対応できる体制を整備している。

≪ハラスメント防止のための体制≫

「ハラスメントの防止等に関する指針」を定めホームページ上で周知するとともに、学生には『CAMPUS LIFE』『STOP! HARASSMENT』の冊子やパンフレットの中で注意を促し、教員には『教員手引書』の中で注意喚起するなど、キャンパスで起こりうる様々なハラスメントの防止・対策に努めている(資料 7-1、7-14、6-1)。

加えて、コモンズセンター主催の学生向け企画「法律カフェ」において、外部講師による「それって、ハラスメント? ー身近なハラスメントと法律問題ー」を開催し、具体的事例を取り上げながら注意を呼びかけたり、学部独自の取り組みとして、人文学部が全学の教職員と学生を対象とした講演会「STOP! Sexual Harassment」(資料 7-15【ウェブ】)を開催するなど、ハラスメントの防止に向けての意識啓発に努めている。

《生活支援面での安全で安定した学生生活を送るための環境整備等》

「学生支援に関する方針」に基づき「学生委員会」において環境整備の方策等を協議し、関係部署と調整を図りながら実行・検証・改善を行っている。また「安心・安全な学生生活を送るためのキャンパスづくり」を重点目標とし、学生の安全確保および学生が安心して活動できるように、危急事案の早期解決や施設設備の整備・充実、各種制度の策定を行っている(資料 7-16)。併せて「厚生モニター」(学生生活の充実を目的とした、学生と教職員による意見交換の場)を実施し、春学期・秋学期に各 2 回、日々の学生生活上の問題点、改善希望などを直接学生から聴き、学内の環境整備に努めている(資料 7-2)。最近では、女子学生から要望の強かった安心・安全に配慮したトイレ改修において、学内でトイレリニューアル設計コンペを開催し、本学大学院建設工学専攻の女子学生が設計・デザインした利用者視点の快適なトイレへとリニューアルした(資料 7-17【ウェブ】)。このように、学生の意見も取り入れながらキャンパス整備に努めている。

≪学生のキャリア支援を行うための体制≫

本学では学生の就職、キャリア形成支援、インターンシップ、資格取得など進路全般を支援する体制を〔図 7-1〕のとおり構成し、それらを取りまとめる組織としてキャリア部を設置している。

キャリア支援の中核をなす「キャリア委員会」は、各学科から選出されたキャリア開発委員を中心に組織されている。委員会を通じて、進路選択に関するガイダンスの内容や、キャリア支援行事への参加方策等を議論し、各学科への周知、連携を図るとともに、懸案事項の審議も行っている。さらに学科ごとの特徴、特色を最大限に生かす支援を検討する場として、理系、文系、資格系の3つの分科会を設け、キャリア開発委員に加えてキャリア支援課職員も参加し、学生の進路・支援状況を適切に把握、共有することで、学科の特徴に合わせた支援プログラムを構築している。このように、委員会、分科会を通じて教員とキャリア支援課職員で強固な教職協働によるキャリア支援の実現と学生に対する個別支援の強化を図っている(資料7-18)。

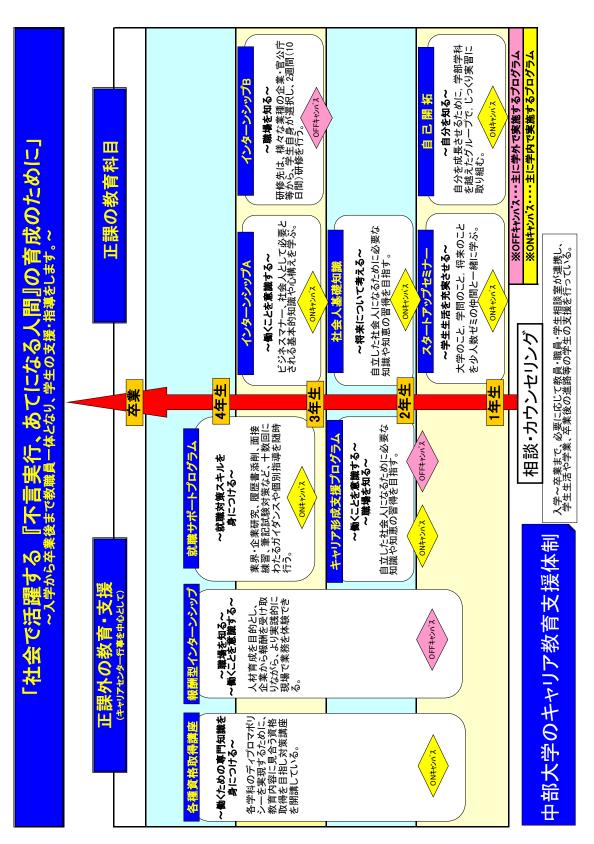


図 7-1 中部大学のキャリア支援体制

≪進路選択に関わる支援やガイダンス≫

キャリア部では、文系学生を対象に 2 年次の秋学期から始まるキャリア形成支援プログラムを構築し、経営情報学部、国際関係学部、人文学部の学生に対し進路選択をサポートしている。学部 3 年次、修士課程・博士前期課程 1 年次の学生を対象に、適職診断テスト、自己理解のためのワークショップ、履歴書作成講座、業界・職種研究会、体感型業界研究会、面接対策講座、学内合同業界研究会等を開催している。また、筆記試験対策プログラムも開催し、就職先内定の鍵となる試験対策に関しても支援体制を整備している。就職活動解禁を迎えた学生を対象にした支援としては、学内企業説明会を年に 3~4 回実施し、その他個別企業説明会も含め、年間約 1,300 社を学内に招き、多くの企業との接点を用意することで、より良い就職活動を行えるようにサポートしている(資料 4・28、7・19【ウェブ】)。その他、障がいのある学生を対象にしたガイダンスや、留学生のためのガイダンス、U ターンガイダンス、女子学生支援ガイダンス等も実施し、必要に応じた支援を行っている(資料 7・20~7・23)。

≪キャリア支援講座等≫

資格取得等を目指す学生には、学内で行う対策講座の説明会を年間 4~5 回開催し、各資格の試験難易度や社会的認知度、一般企業における有用性等を周知している。

また、充実した講座運営も行っており、近年は、ファイナンシャル・プランニング技能士3級講座、国内旅行業務取扱管理者講座、TOEIC対策講座、宅地建物取引士講座などを新たに開講し、資格取得をより進路選択に結び付けられるよう支援している(資料7-24)。

≪学生の正課外活動を充実させるための支援≫

学生団体には公認クラブと公認団体がある。公認クラブには、体育系 33 クラブ、文化系 30 クラブがあり、人間的成長と自立を目指し、日々精力的に活動を行っている (2019 年 10 月現在)。本学は、2019 年 3 月に発足した一般社団法人大学スポーツ協会 (略称: UNIVAS) に加盟し、特に体育系クラブが安全・安心に正課外活動を行えるよう環境を整えている。公認団体には「大学祭実行委員会」「夏季課外教育活動リーダー」「C.U.P. (Clean Up Project in Chubu Univ.)」「ボランティア・NPO センター」などがあり、豊かな学生生活を送るための取り組みや学内外の教育活動および環境整備に活発に取り組んでいる(資料 7-25【ウェブ】)。

本学では、クラブ活動の充実化・活性化を図る目的で、各公認クラブから選出された学生が「クラブ運営委員会」を組織し、学生部・学生支援課の指導の下、各種企画・プログラムの立案、クラブ運営における問題点の改善など、目的ごとの方策を検討・協議している。また年に1度「リーダーズミーティングキャンプ」を開催し、クラブを代表する学生に対し、適正なクラブ運営について指導を行い、健全な正課外活動を行うための支援体制を整備している。この他、クラブ活動への積極的参加、活動を目的として、顕著な功績を収めた団体および個人に対し、大学から表彰する制度「クラブ活動表彰」を設け、正課外活動(クラブ活動等)の活躍を顕彰している。この他、春日井市消防本部の協力を得て、心肺蘇生法、AED講習などの「応急手当講習会」を実施し、安全面にも配慮している。

≪学生の要望に対応した学生支援≫

学生からの意見聴取を行うための「厚生モニター」を年4回実施し、そこで挙がった課題に対して各担当部署と連携のうえ対応している(資料 7-2)。対応例として、女子トイレの増設・改装、熱中症対策のための武道体育館4階アリーナの空調整備、キャンパス内道路の舗装整備、第3学生ホール(学生食堂)のリニューアル、自動販売機の増設などが挙げられる。

また授業関連では、カリキュラム、教育内容・方法、教育環境等について、学生からの意見・要望等を聴く「授業改善のための学生懇談会」を開き、その意見を基に改善・向上につなげている。具体的な改善例としては、講義室内の視聴覚設備の充実、教員の授業方法改善等がある(資料 4-68)。

≪インターンシップの実施≫

本学では「インターンシップ B」(2 単位、実働 10 日間以上の研修プログラム)の成果をより高めるため、社会人として必要な基礎的知識やビジネスマナーの修得を目的とする事前研修科目「インターンシップ A」(1 単位、定員 600 人)を開講し、「インターンシップ A」の受講を「インターンシップ B」の履修の条件としている。インターンシップの運営は、各学科選出のインターンシップ推進委員を中心とした「インターンシップ推進委員会」が担っており、学生の成績評価や、新規受入企業開拓、受入研修機関の訪問等を教職協働で行っている。研修後の個別フィードバック面談、事後研修会、参加代表学生による報告会の実施等、事前研修から事後のフォローまで一貫したインターンシッププログラムの実施により、キャリア形成の支援に努めている(資料 7-26)。以上の点が評価された結果として、文部科学省の「大学等におけるインターンシップの届出制度」において「正規の教育課程としてのインターンシップ」として認められ、公表されている。

点検・評価項目③: 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援活動については、毎年の点検・評価活動により、以下の改善への取り組みを行っている。

学生から直接意見を聴く「授業改善のための学生懇談会」「厚生モニター」を定期的に開催し、学生のニーズや要望を確認している(資料 4-68、7-2)。これらの意見を参考に全学の「教務委員会」「学生委員会」「キャリア委員会」等において、学生支援の質向上に係わる課題について審議し、改善・向上を推進している(資料 7-27、7-16、7-18)。また、学生支援に関わる重要な課題については「教育企画運営会議」において検討し、改善に向けた提言を行っている。

修学支援に関連して、成績評価の厳格化の観点から到達度の評価方法を全学的に統一し、 学部・学科間ならびに科目間における GPA の平準化を図ることを踏まえて全学の「教務委 員会」で検討した結果、2020 年度から成績評価「R評価 (再評価)」を廃止することとした。 「R評価(再評価)」の廃止により学生は 15 週の授業に対しこれまで以上に真剣に取り組むことが求められ、教員は従来の再評価に相当する成績の学生へ必要に応じた補完指導等により公平で厳格な成績評価を行うことができる(資料 7-28)。

また本学は、通常授業日として運用していた土曜日を集中講義、資格講座、ボランティア活動、大学行事等、正課外活動を含め、学生のキャリア形成につなげるべく多種多様に活用できるように、2020年度より通常授業日から外すことにした(資料7-28)。

生活支援においては、重点目標「安心・安全な学生生活を送るためのキャンパスづくり」を掲げ、定期的に「キャンパスマナー向上キャンペーン」を行い、マナー教育の一環としている。2018年度は、改正健康増進法に基づく学内完全分煙について「学生委員会」等で検討し、2019年9月に既設の喫煙所8箇所を廃止し、完全分煙が可能な場所に2箇所の喫煙所を新設した。これにより喫煙による健康被害から学生や教職員を守り快適な教育環境の整備を実現した。

また、学生相談室の現状と課題についての改善に向けて、2019年7月より学生相談室と 学生部との連絡会を定期的に開催し、連携しながら問題を解決していく協力体制構築に向 けて取り組んでいるが、さらなる充実を目指し2020年度には学生部に移管することになっ ている。

キャリア支援においては、学生から参加希望の多い正課のインターンシップにおいて、現在はインターンシップを実施する企業が増加傾向にあるが、短期プログラム(5日間以上)が増えている。このような状況に対応するため、短期プログラムの単位認定を可能とする「インターンシップ C」を 2020 年度入学生より開講することとなった。

インターンシップの成績評価についても、実際の就業体験を全て把握することが難しく、評価基準を統一することが困難であったため、評価を付さない認定単位に変更することも併せて行う(資料 7-29)。

(2) 長所・特色

1) 全教員による学習を支援する体制

修学支援としては、指導教授制度に加え「P.S.H.」や「オフィスアワー」の制度を設け、 教員が学習上の支援を行う体制を整えているほか、成績不振者には、指導教授による個別 の学習指導を行っている。また、主要科目の講義出席率等が一定基準以下の場合は「Tora-Net Portal」システムにより 1 週間ごとに指導教授に通知が届き、学習指導を行ってい る。さらに、成績不振者や留年者に対して、指導教授の個別の指導に加え、その指導内容 を学科内で共有し、さらなる原級留置の抑止に努めている。

2) 地元企業との教育連携を介した経済的支援

経済的支援としては、地元の商工会議所と連携した「報酬型インターンシップ」プログラムを実施し、学生がインターンシップを通して職業観を身に付け、経済的支援を得る仕組みを作っている。協力企業の代表者を本学の特命教授(講師)に任命し、企業に学生の実践的キャリア教育を依頼し、かつ労働に対する報酬も給付されるという取り組みは全国的にも珍しく、本学の特色ある学生支援の1つである。

3) 地域連携プログラムの実施

「地域連携住居およびシェアハウス」は、高齢化が進む高蔵寺ニュータウンで様々な地域活動に参加もしくは行事の企画をし、ニュータウンの活性化に寄与することを条件に、UR都市機構が所有する賃貸物件に安く入居できる制度であり、各方面からも注目されている。

4) 睡眠に特化した相談対応

生活支援の特色として、健康増進センターに睡眠相談室を設置し、睡眠に特化した様々な相談に対応している。

5) 教職協働体制によるキャリア支援

キャリア支援においては「キャリア委員会」の下に理系、文系、資格系の3つの分科会を設置し、学科の特徴に合わせた支援プログラムを構築し、教員とキャリア支援課職員による教職協働体制により、高い就職実績を上げている。

(3)問題点

「障がいを理由とする差別の解消の推進」に関する対応要領や規程、ガイドラインは制定されておらず、早期の制定に向けて検討中である。

(4)全体のまとめ

本学が掲げる基本理念・使命・教育目的を踏まえた学生支援に関する方針に基づき、学生 支援に関わる全学の会議として「教務委員会」「学生委員会」「キャリア委員会」に加え、各 委員会の委員長が主要メンバーである「教育企画運営会議」で部門にまたがる課題に取り組 む体制を整備している。

また指導教授制の下で、「Tora-Net Portal」の学生指導簿の活用によって、学生の学習意欲の変化の掌握と早期ケアを図っている。さらに、多角的・自発的な学習の場の提供と ICT環境の整備を実現し、人間的成長と自立を促すための健全な正課外活動や各種イベント・行事の充実を図っている。加えて、経済的支援のための大学独自の奨学金制度の整備と「安心・安全な学生生活を送るためのキャンパスづくり」にむけた運営を推進している。

キャリア支援においても「キャリア委員会」を中心とした支援体制により高い就職実績を 上げ、修学支援、生活支援とキャリア支援の各組織が連携した教職協働による取り組みが効 果的に機能している。

今後の学生支援をめぐる課題として、多様な学生に対応するための合理的な配慮という ことが挙げられるが、現在、対応要領や規程、ガイドライン等の策定に向けた検討を始めて いる。

以上のことから、本学の学生支援は大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を 実現する取り組みとして適切である。